

教育職員免許法の特例による介護等体験事業実施要綱

(目的)

- 1 この要綱は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する、小学校及び中学校の教諭の普通免許状（以下「教員免許」という。）授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「教員免許特例法」という。）に基づく介護等体験（以下「体験」という。）に必要な事項を定める。

(実施対象者)

- 2 教員免許特例法により体験を希望する学生に対して、神奈川県内（以下「県内」という。）での受入れ対象者は、原則として次の範囲とする。
 - (1) 県内に所在する大学、短期大学及び専門学校（以下「大学等」という。）に通学（科目等履修生を含む。）し、教員免許の取得を希望する者。
 - (2) 県内に住所を有し、都内、その他近県に通学し、教員免許の取得を希望する者。
 - (3) その他、県内で体験の実施をすることについて、やむを得ないと認められた者。

(体験の内容等)

- 3 教員免許特例法による体験とは、概ね次の内容とする。
 - (1) 高齢者、障害者等の話し相手
 - (2) 高齢者、障害者に対する介護、介助の手助け。
 - (3) 散歩の付添いなどの交流等。
 - (4) レクリエーションや運動会など行事の手助け。
 - (5) その他福祉施設の業務補助。

(介護等体験の期間及び時間)

- 4 原則として月～金曜日の連続した5日間とする。ただし、宿泊体験は行わないものとする。

(社会福祉施設等の役割)

- 5 教員免許特例法に定められた施設（以下「社会福祉施設等」という。）は、県社協との協議のもと、学生の受入れを決定する。
 - (1) 受入れた学生に対しては、個人の尊厳、社会連帯の理念などを育み、培うことを基本とし、計画的に一定期間の介護等体験を実施する。
 - (2) 社会福祉施設等の長は、受入れた学生に対し、指導、監督及び必要な指示などを行うものとする。
 - (3) 社会福祉施設等の長は、学生が体験を終了した場合は「介護等体験終了報告書」を速やかに提出する。

(県社協の役割)

- 6 県社協は、介護等体験事業の円滑な実施のために次のことを行う。
 - (1) 県社協は、体験の実施計画書を作成するために、社会福祉施設等の受入れの見込み、大学別の希望状況等を把握し、人数の配分や必要な調整、協議を行うとともに、学生に対する体験に必要な指針の作成並びに大学等への情報提供などを行うものとする。
 - (2) 大学等の「介護等体験申込書」と社会福祉施設等の「年間受入計画書」をもとに調整を行い、「介護等体験受入決定通知書」により大学等及び受け入れる社会福祉施設等に通知する。

(大学等の役割)

- 7 大学等は、体験を希望する学生を把握し、県社協と協議、調整するとともに、学生に対する

個別の相談、指導等を行うものとする。

- (1) 大学等は、体験の実施に際して、事前の研修会等を行うものとする。
- (2) 大学等は、体験を希望する学生をとりまとめ、「社会福祉施設介護等体験申込書」に「介護等体験希望学生名簿」を添えて、申込むものとする。
- (3) 大学等は、県社協からの調整結果報告を受け、円滑な体験に向けて、当該学生に指導・援助を行う。

(体験費用)

- 8 体験費用は、1人1日2,095円(消費税を含む。)とし、うち施設の体験協力費を1,572円(消費税を含む。)、県社協調整費を523円(消費税を含む。)とする。

(体験費用の納入)

- 9 学生は、必要となる体験費用を大学等の指示のもとに納入し、大学等は、体験の申込後に、県社協が指定する口座に指定された期日までに振込により納入するものとする。

(体験費用の支払い)

- 10 県社協は、体験を実施した社会福祉施設等に対し、人数分の体験費用を社会福祉施設等からの請求に基づいて当該年度内に体験費用を支払うものとする。

(その他の費用)

- 11 体験に際して、昼食代・交通費など、別途かかった経費は、学生の負担とする。

(取消等)

- 12 体験決定後は、原則として辞退及び日程変更は認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により取消等があった場合の取扱いについては、次の通りとする。
 - (1) 学生側に起因する体験辞退及び中止の場合は、体験費用の返金を行わないものとする。
 - (2) 施設側に起因する体験中止の場合は、施設は体験費用を請求しないものとする。
 - (3) 県社協へ支払う調整費は、体験費用納入後は原則として返金しないものとする。
 - (4) 災害等実習取消のやむを得ない事情及び前1号、2号によりがたいものについては県社協に連絡・協議するものとする。
 - (5) 体験を辞退又は中止した場合は理由如何に問わず書面(様式は任意)により県社協へ報告するものとする。

(証明書の発行)

- 13 社会福祉施設等の長は、体験を実施した学生に対し、その実施日数に応じて、教員免許特例法施行規則第4条に規定する証明書を発行する。

(実績報告等)

- 14 社会福祉施設等の長は、体験終了後、県社協に「教員免許特例法による社会福祉施設等での介護等体験終了報告書」を提出するものとする。

(体験状況の報告)

- 15 県社協は、学生の体験状況等について、必要に応じ、大学等に報告するものとする。

(介護等体験に伴う事故等への対応)

- 16 介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険(本人の傷害事故、対人、対物及び受託物の賠償事故)については派遣する大学等において対応する。

(個人情報の取り扱いについて)

- 17 県社協は本事業で取得した個人情報について、本事業にかかる目的のみに使用することとし、県社協「個人情報保護規程」並びに「個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)

一)」により適切に管理する。

受入施設は、学生にかかる個人情報について適切な管理運営を行うものとする。

(事務局)

1 8 体験の事務は、かながわ福祉人材研修センター・福祉人材センターにおいて処理する。

(その他)

1 9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

2 教員免許特例法による介護等体験の実施要綱(平成 10 年 6 月 1 日制定)は、これを廃止する。

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。